

第一回國會衆議院 勞働委員會 議錄 第二十二號

昭和二十二年十月三十日(木曜日)

午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長 加藤 勤十君

理事山下 榮二君 理事川崎 秀二君

理事橋 直治君 理事原 宿君

理事三浦寅之助君 理事相馬 助治君

荒畑 勝三君 館 俊三君

前田 種男君 山崎 道子君

小林 運美君 橋本 金一君

伊藤 輝一君 小澤佐重喜君

倉石 忠雄君 栗山長次郎君

吉川 久衛君 網島 正興君

出席國務大臣

労働大臣 米窪 満亮君

出席政府委員

労働事務官 上山 顯君

委員外の出席者

専門調査員 濱口金一郎君

本日の會議に付した事件

職業安定法案(内閣提出)(第三六號)

失業手當法案(内閣提出)(第五二號)

失業保險法案(内閣提出)(第五三號)

○加藤委員長 ただいまより會議を開きます。

お諮りいたしますが、先般本委員會において修正議決いたしました職業安定法について、その後の諸般の事情によりまして再議に付したいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議ございませんければさよう決定いたします。

別に御質疑もないようでありますか

ら、ただちに討論にはいりたいと存じます。山下榮二君。

○山下(榮二)委員 ただいま議題になりました職業安定法の一部を各派共同による修正をいたしたいと思ふのであります。その修正箇所を朗讀いたします。

職業安定法案の一部を次のように改正する。第十二條第五項中「雇用主を代表する者及び公益を代表する者」の下に各、同数を加える。

同條第六項を次のように改める。

「職業安定委員會の委員のうち一名以上は、女子でなければならぬ。」

同條第九項の次に次の二項を加える。

「職業安定委員會の委員には、旅費、日當及び宿泊料を支給するものとする。」

「前項の旅費、日當及び宿泊料の金額は、兩院の労働委員會の合同審査會の議を経て、國會の議決を得なければならぬ。その金額を變更するときは同様とする。」

(労働爭議に對する不介入)

第二十條 公共職業安定所は、労働爭議に對する中立の立場を維持するため、同項職業又は作業所閉鎖の行われてはいる事業所に、求職者を紹介してはならない。

前項は規定する場合の外、労働委員會が公共職業安定所に對し、事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至る虞の多い爭議が發生してい

ること及び求職者を無制限に紹介することによつて、當該爭議の解決が妨げられることを通報した場合においては、公共職業安定所は當該事業所に對し、求職者を紹介してはならない。但し、當該爭議の發生前、通常使用されていた労働者の員數を維持するため必要限度まで労働者を紹介する場合は、この限りでない。

第三十三條 第二項の下に次のように加える。

「但し、労働組合法による労働組合に對し許可をなす場合には、この限りでない。」

その次に四十二條並に四十六條の見出しの中に「爭議行為に對する不介入」とあるものを「労働爭議に對する不介入」と改めたい。こう思ふのであります。

次に附則第一項を次のように改めたいと思ふのであります。

附則第一項を次のように改める。

「この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。」

以上が本法案に對するところの修正の箇所であり、さらにこの法案の施行に對して附帶條件をわれ／＼はつけたと思つておるのであります。その附帶條件を讀み上げます。

附帶條件

一、労働力の需要供給の調整等、労働計畫の立案に當りては、労働省を中心として各産業廳との連絡を密にし綜合計畫を樹立すること。

二、職業に關する行政の特殊性に鑑み、職業關係行政官の任用その他

の人事に關しては、官吏制度に於けるがごとき資格、経験等に、とらわれることなく、客觀的に考慮の上、人材の登用をなすべきこと。

三、職業安定委員會の機構並びに運用については單なる形式に終らざるよう考慮を拂ひ、民主的な實際活用を努めること。

四、都道府縣知事に對する監督に當りては、地方自治法との調整に慎重なる態度をとり、摩擦しないよう特に考慮を拂ふこと。

以上の附帶決議をつけたと思ふのであります。以上各派共同提案による修正並びに附帶條件を付して原案に賛成したいと存じます。

○加藤委員長 別に御發言の通告もありませんので、これにて討論を終結いたします。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なければ採決をいたしたいと思ひます。

最初に山下榮二君提出にかかる各派共同一致の修正案について採決いたします。本附帶決議に賛成の諸君は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○加藤委員長 起立議員、よつて本附帶決議は決定いたしました。

この際お諮りをいたします。衆議院規則第八十六條により報告書の作成につきましては、委員長に一任していただきますかと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なければそのようにいたしたいと存じます。

これで職業安定法は決定いたしました。

次は失業手當法及び失業保險法についてであります。御承知のようにこの兩法案は大體修正箇所が前回の理事會で決定しておりますので、できれば引續いて御審議をお願いいたします。もし御懸念の結果議案がまとまりますれば、委員會案として一應假決定をいたしたいと存じますが、その點御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 それではさういたします。

本日はこれにて散會し、これより懇談會に入ります。

午前十一時四十一分散會

通り可決いたしました。

次に山下榮二君提出にかかる各派共同一致の附帶決議について採決いたします。本附帶決議に賛成の諸君は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○加藤委員長 起立議員、よつて本附帶決議は決定いたしました。

この際お諮りをいたします。衆議院規則第八十六條により報告書の作成につきましては、委員長に一任していただきますかと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なければそのようにいたしたいと存じます。

これで職業安定法は決定いたしました。

次は失業手當法及び失業保險法についてであります。御承知のようにこの兩法案は大體修正箇所が前回の理事會で決定しておりますので、できれば引續いて御審議をお願いいたします。もし御懸念の結果議案がまとまりますれば、委員會案として一應假決定をいたしたいと存じますが、その點御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 それではさういたします。

本日はこれにて散會し、これより懇談會に入ります。

午前十一時四十一分散會

て、これを準用する。

(労働条件等の明示、労働事項 争議行為に
對する不介入)

第四十六條 第十八條及び第二十條
の規定は、前條の労働組合の行
う労働者供給事業について、これを
準用する。

。附則

この法律施行の期日は、昭和二十
二年十二月一日から、これを施行する。
布の日から六十日を超えない期間
において、政令でこれを定める。

この法律施行の際、現に行政廳
の許可を受けて、職業紹介事業又
は労働者供給事業を行う者は、こ
の法律施行後三箇月を限り、引き
續きその事業を行うことができ
る。

職業紹介法は、これを廢止す
る。

昭和二十二年十二月二十五日印刷

昭和二十二年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局